

2025.10.25
第96号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目 次》

令和家族考 96《傷つけ合うことのない、前向きな対人関係のコツ》1ー3頁

アラカルト 96《子の引渡しの強制執行における FPIC の関与：円滑な引渡しの実現と対象となる子の福祉のために》4ー5頁

海外トピックス 96《ドイツにおける児童虐待をめぐる法制度について》6ー7頁

◆令和家族考 96

傷つけ合うことのない、前向きな対人関係のコツ

精神科医・元衆議院議員 水島 広子

対人関係について悩みを持つ方は少なくありません。今号の「令和家族考96」では、精神科医で、日本における対人関係療法の第一人者である水島広子先生に、効果的で安全なコミュニケーションのあり方について、具体的に分かりやすいお話をご提供いただきました。

今、対人関係に悩んでいる方たちだけでなく、対人関係の支援に携わる方たちにも大変裨益するところの大きいメッセージです。

「役割期待」という考え方

いろいろな局面での対人関係において、「すれ」が生じると、双方の行き違い、それに基づく衝突などが起きます。それはそのままトラブルや不毛な結果につながったり、ストレスのもととなったりします。

本稿では「すれ」の起こりにくい対人関係のあり方について、対人関係療法（効果についての科学的根拠のある精神療法）の観点および筆者の長年の臨床経験に基づいて、ご説明したいと思います。

まず知っていただきたいのは、「役割期待」という考え方です。わかりにくいので少しずつ説明していきます。

私たちはどんな人に対しても、何らかの「役割」を期待しています。この人にはこうあってほしい、この人にはこういうふうにふるまってほしい、というような期待です。これは、身近な人のことを考えればわかりやすいでしょう。また、身近でない、今日初めて会

った人や、通りすがりの人に対してすら期待を抱いています。通りすがりの人などに対しても期待があると言われるとびっくりするかもしれませんが、例えば通りすがりの人に対する典型的な期待としては、「知らない人としてふるまってほしい」というのがあります。急に馴れ馴れしくされたり、いきなり距離をつめられたりすると、不快に思うと思います。これは、その人に対する「期待」と違う言動をとられたから、と考えたと、「どんな人に対しても」というところが理解できると思います。

行政や支援者の人に対しては、「きちんと仕事をしてほしい」「自分が抱えている問題をきちんと理解してほしい」「自分を尊重してほしい」「誠実に、礼儀正しくあってほしい」など、関係性に応じて、様々な期待があると思います。

その期待は、自分自身に対しても向けられます。自



この冊子は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

分が自分に対して期待する「役割」が嫌なもの、できないものである場合、ストレスになったり、「できない自分」を意識して、自己肯定感が下がったりします。

うまくいかない対人関係の基本には、「役割期待」のずれがある、と言ってもほぼ過言ではないほど、この考え方は重要です。後ほどコミュニケーションについてもお話ししますが、それも対人関係の重要なポイントであると同時に、「役割期待」とも関連してくるものです。これについては、あとでお話ししましょう。

あらゆる対人関係のストレスやトラブル、うまくいかない状況には、「役割期待」のずれがあると言ってよいでしょう。先ほど、どんな相手に対しても「役割期待」があるとお話ししましたが、自分が期待している「役割」と相手が実際に果たしている「役割」がずれていると、不満につながります。思った通りに動いてくれない、ということになるからです。

「人」を変えることはできない

実は、人を変えることはできません。これはまずはっきりと申し上げておいた方が、いろいろな問題を避けることにつながります。もちろん人間は変わることもあります、それはそれぞれのペースやタイミングの上に起こるもので、外から変えようとして変わるものではないのです。変わるために必要なのは、自分の「現状」を、そうなるに至った背景も含めて、肯定してもらうことです。それが腑に落ちると、「変わりたい」という意識につながります。

例えば、加害者の立場にある人は、同時に被害者であることも少なくありません。自分が受けてきたひどい扱い、それによって生じた心の傷を、そのまま他者との関係に持ち込んでしまう、というケースが多いです。

この場合、加害者としての反省を求め、変えようとしても、うまくいかないと思いますし、さらに加害性を増してしまう場合もあります。そういう状況の何が問題なのかと言えば、その人の被害者性が癒えていないことです。過去に被害者であったことの結果が現状であるのなら、その人を肯定するということは、かつて被害者であったことも認め、癒すということになります。こうして被害者性が癒されて初めて、人は自分の加害者性に向き合い、本当の意味での反省や言動改善に至ることができるようになります。

この場合も、機能しているのは「変えたい」という

思いではなく、癒しです。「変えたい」と思っている限り、その期待は不毛に終わりますし、相手との関係も悪化するでしょう。まずは、「相手を変えたい」「自分は相手を変えられる」という考えを手放しましょう。

「役割期待」のずれを解決する方法

相手を変えることはできませんが、「役割期待」という範囲内であれば、相手に違う言動をとってもらうことは可能です。

人は、自分に期待される「役割」が、できないことであったり嫌なことであったりすると、感情的になったり、反抗的な行動をとったり、受動攻撃性（直接の攻撃をするのではなく、「やらない」ことによって相手に迷惑をかけるタイプの攻撃性）を発揮したりします。こういうスタイルが恒常化してしまっているケースも多いでしょう。

このような状況を改善するために、まずは相手にどのような「役割」を期待しているのか、整理することは重要です。

「あの人は嫌な人だ」「あの人は話がわからない」「あの人は態度が悪い」「あの人は言うことを聞いてくれない」というレベルから、「私はあの人にどのような『役割』を期待しているのか」というレベルの思考に変える、ということです。

例えば、「あの人の考え方は間違っている」という思考を、「では私はあの人にどういう『役割』を期待しているのか」という思考に進めてみます。「今の状況を理解し、受け入れ、私が期待している通りにふるまってほしい」という期待が見つかるかもしれません。次の思考は、「あの人にそんなことができるだろうか」という現実的なレベルになります。つまり、相手の性格や相手の弱点などを考えたときに、現実的に相手はその「役割」を果たせるのだろうか、ということです。

実際、「今の状況を理解し、受け入れ、私が期待している通りにふるまってほしい」という期待をきちんと満たしてくれる人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。これはその状況に限ったことではなく、特にトラブルを抱えているわけでもない多くの人についても言えることだと思います。

では、その期待が現実的でないとして、どういう期待なら満たしてもらえるのでしょうか。

「こういう言動をとってほしい」というところを、もっと具体的な、満たしやすいものにするのも一案です。

理解してもらうために、できるだけ具体例を挙げて、自分が困っていることを伝えるのも一案でしょう。望むふるまいがあるのであれば、「こちらの顔色を読む」とか「空気を読む」などの条件をつけないことが大切です。「読む」についてはその能力に圧倒的な個人差がありますし、「読む」を前提とした期待は、思ったよりもずれを広げる破壊力があります。「読んでほしい」のではなく、「〇〇と言ったときにはこうしてほしい」という、わかりやすい、現実的な期待にしぼるのがポイントです。

これらを行う際にとても重要なのは、「相手を攻撃しない」ということです。変えてほしいことはあくまでも「言動」であって、相手の人格攻撃や人格否定は絶対にしないようにしてください。攻撃されたり否定されたりすると、相手の中には防御反応が起こりますので、前向きに協力してくれる、ということにはならないでしょう。

過去からのパターンを蒸し返すこと（過去にはこういうことをしてくれなかった、いつもこういうことを繰り返す、など）もしないでください。それは結局、相手への不信感の表明であり、つまり、相手の人格否定ということになります。

「役割期待」のずれを是正する際には、とにかく「変えてほしい言動」だけに集中することです。人格攻撃や人格否定をすると、変わるものも変わらなくなります。

自分に対する「役割期待」についても触れておきます。自分についても相手に対するのと同じように、「それは自分にできることか、自分がひどく嫌なことではないか」を検証することも重要です。期待の内容を現実的に変更するのは、やった方がよいことです。そのうえで、単にストレスをためるのではなく、ちゃんと自分の限界を認めて、「〇〇という形でならできるけれど」というふうに、期待してよい「役割」を相手に知ってもらう努力が、「ずれ」を是正することになるでしょう。

なお、自己肯定感の低い人は、自分に何も期待しないというよりも、限界を認めにくい、という特徴の方が目立ちます。しかしそのような考え方は、自分を万能と考えるということだ、という理解を持てば、限界を認め、自分に対して非現実的な「役割」を期待しなくなるでしょう。

効果的で安全なコミュニケーションのあり方

コミュニケーションは、「役割期待」を伝え合い、「ずれ」を予防したり是正したりするものとして、とても重要です。どれほど現実的に「役割期待」を設定しても、それが伝わらないのでは意味がないからです。

コミュニケーションには、言葉を使ったコミュニケーションと、言葉を使わないコミュニケーション（ハグや握手などの他、ため息、舌打ち、目つき、大きな音を立てる態度など）があります。

きちんと意識しておかないと、攻撃的な言葉を使ったコミュニケーションになってしまったり、不満をため息などで伝えてしまったり、ということが起こります。もちろん、相手を不愉快にしたり、相手を否定したりすることになってしまうので、「ずれ」の予防や是正にとっては、とてもお勧めできるスタイルではありません。

「ずれ」を起こさないようにするには、言葉によるコミュニケーションの方が正確に伝わります。「こんなことはわざわざ言わなくても、暗黙の了解で伝わるはず」という考え方はとても危険です。また、言葉を使うとしても、「ここまで言えばわかるはず」というようなコミュニケーションだと、「ずれ」を生じやすく、結局はお互いに不満をためやすくなってしまいます。

「いつも」とか「全然」といった言葉を使うのもやめた方がよいです。これらの言葉は往々にして相手を否定する要素を持ちます。というのは、それが「いつも」「全然」に見えるものであっても、相手にとってはその都度事情があったりするものだからです。そういう事情も知らないくせに人格否定だけされた、ということになってしまうと前向きな態度をとってもらうことはできないでしょう。

伝えるのはあくまでも「自分側の事情」だけにしてください。相手には相手の事情があり、勝手に踏み込まれたり「べき」を押し付けられたりすると、決して協力的にはなってくれないからです。

そういう意味では、「アドバイス」は厳禁、と考えてください。アドバイスは、「今のあなたはよくないから、こういうふうにしなさい」という意味であり、相手の現状否定という要素が必ずあるからです。専門的に関わる際にも、評価は客観的に行い、専門的な情報提供のみにとどめ、アドバイスという名の人格否定をしないように、特に意識する必要があると思います。

子の引渡しの強制執行における FPIC の関与

— 円滑な引渡しの実現と対象となる子の福祉のために —

未成年の子を現に監護している親から、子の利益等を理由に、他方の親に引き渡すように命じる裁判所の決定がなされることがあります。この場合、現在監護している親が自発的に他方の親に引き渡さないとき、裁判所の執行官によって子の引渡しの強制執行が行われることがあります。ただ、子どもはお金や物ではありませんので、引渡しの強制執行においては、子どもの心身への影響を最小限に押さえる必要があります。そこで、執行官の職務を補助するために、子を巡る父母間の紛争や子の心理に精通する専門家として FPIC 会員が関わるがあります。今回はその活動についてご紹介したいと思います。（ふぁみりお編集部）

1 はじめに

未成年の子を持つ父母の間で、どちらが子と一緒に暮らし子を監護するかが争いになることがあります。調停等でも解決できない場合は、家庭裁判所等が一方の親を監護者として指定し、子が指定された親の元で監護されていないときには、同時に、現に監護している親に対して、他方の親に子を引渡すよう命じる決定をします。

子の引渡しを命じられた親（債務者）は、子の監護者に指定された親（債権者）との間に、根深い葛藤を抱えていたり、また、監護している子に対して様々な思いを抱えていますので、子を引き渡す決定が出されても、素直に従えないことが少なくありません。債権者から裁判所の決定に基づく要求や周囲の説得を受けても引渡しが行われないとき、司法の強制力を用いた強制執行という形で引渡しの実現を図ることになります。子の引渡しの強制執行の方法としては、「間接強制」といって、例えば「一日あたり〇万円払え。」と命じる方法があります。これによって、債務者が自発的に債権者に子を引き渡せば、子の心身への影響も小さくて済むでしょう。しかし、間接強制によっても効果がない、あるいは効果が最初から認められない、子の福祉のために緊急に引渡しを実現する必要があるといった場合には、執行官による直接的な強制執行の方法が選択されます。

2 子の引渡し強制執行への FPIC 会員の関与の始まり

これら子の引渡しの強制執行については、以前は明文の規定がなく、間接強制のほか、動産の引渡しの強制執行に関する法律を類推適用して運用されていました。そして、平成26年にハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）が発効し、ハーグ条約実施法が施行されましたが、そこでは子を本国に

帰す際の子の負担を軽減するための具体的な方法が規定されました。そして、明文の規定がなかった国内での子の引渡しの強制執行についても、ハーグ条約実施法の規定を準用して行われるようになり、それまで以上に引渡しの対象となる子の福祉、負担軽減が考慮されるようになりました。そして、令和元年、民事執行法が改正され、これまで直接の規定が無かった子の引渡しの強制執行について、子への配慮・負担軽減を含めた明文の規定が置かれました。

このような経過の中で、FPIC は、平成27年度から現在に至るまで、子の引渡しの強制執行を行う際に、児童心理等の専門家として協力する事業を行ってきました。具体的には、毎年、最高裁判所からの要請を受けて、執行官に付き添って執行に協力する会員の名簿を提出しています。同じように臨床心理学会等からも協力者の名簿が提出され、これらの名簿の中から担当する執行官が人選し直接協力者に協力要請の連絡が取られています。

民事執行法上、子の引渡しの強制執行に児童心理等の専門家に関与する形態としては、「立会人」と「執行補助者」とがあります。「立会人」は、執行官の職務が公正に行われるように職務の執行状況を監視する役割を担います。一方、「執行補助者」は、執行官の指揮の下、執行官が必要と認める事務を幅広く補助しています。執行官は、期待する役割、執行費用、債権者の意向等を考慮した上で決めているようです。

立会人又は執行補助者（以下「執行補助者等」という。）として、FPIC 会員に実際に依頼のあった件数は、令和元年度49件、同2年26件、同3年37件、同4年30件、同5年22件、同6年25件となっています。

3 子の心身への配慮について

子の引渡しの強制執行の対象となる子は、父母の争いの中で、様々な不安を持ちながらも、その中で日常

の生活を送っています。子の年齢や理解力等の発達状況によって、受止め方はいろいろでしょうが、日常生活の場に突然、裁判所の執行官等が訪れることは、ときに強い不安を呼び起こすことになる可能性があります。また、現在の生活を送る上で依存している同居親が、執行官等に対して強く抗議している様子を見て恐怖を覚えるかもしれません。また、自分自身をどこかに連れて行こうとしているのではないかと、さらに不安や怖れを募らせることもあるでしょう。

子の引渡しの強制執行は、それに先立って、家庭裁判所において家庭裁判所調査官の調査等を経てなされた決定を根拠に、子の福祉の観点から適切とされた親への引渡しを実現するものであり、子のために円滑かつ迅速に引渡しを行なうことが目的です。しかし、だからといって、親の紛争下にある子に対して、強い負担をかけ、それが健康な成長に良くない影響を与えるようなことは可能な限り避けなければなりません。

子がどのような心理状態であるのか理解し、子の不安な気持ちに寄り添って耳を傾けつつ、今行われている手続について分かりやすく説明する必要があるでしょう。特に大事なことは、多くの大人たちが一生懸命に考えて決めたことであって、子には責任がないこと、怖がらなくてよいことを伝えることです。このように、強制執行に当たって、初対面の子の心理状況を慮り、それを踏まえて福祉に反しないように子に対応することが要請されるようになりました。また、債務者を説得する際に、子の心理や健康な発達上で考慮すべきことなどの面から助言をすることが効果的なこともあるでしょう。いずれの点でも児童心理の専門家が執行補助者等として関与する有用性は十分にあると思われます。

4 強制執行を行う場所について

子の引渡しの強制執行に関する明確な規定がなかったころには、公道や公園といった公共の場所において執行されることもあったようですが、現在の民事執行法では、子の引渡しの執行場所についても、規律が明確化されました。

原則として、執行は債務者等の住居等で実施されますが、相当である場合には、子が預けられている祖父母宅、子の通う幼稚園、学校等での執行の実施が認められています。この規定を受けて、債務者の住居以外の場所での執行の報告が増えており、令和6年度にFPICで執行補助者等として関与した事例のうち4件は学校等で実施されています。

債務者の抵抗によって執行が不能となってしまうことを防ぐために、学校等での執行の場合が増えたようですが、学校等で実施するときは、子のプライバシー

保護の観点から学校等に別室を設けてもらったり、他の子どもたちの目に触れない動線を用意してもらったり、学校側の協力を得た上での配慮が必要になります。

5 執行官との打合せ等の事前準備の重要性

基本的に、子の引渡しは決定から日を置かず速やかに実施されることが望まれますが、一方で、執行補助者等となる者は、当該ケースについて依頼を受けた際にケースの概要を聞いたのみで、具体的な情報をほとんど持っていません。子や債務者の生活状況、さらに紛争の状況等について、十分な情報を得ておくことが、初対面の子や債務者と対面し、円滑で子の福祉を害さない引渡しを実現する上で有用なことは言うまでもありません。担当する執行官も、債権者や決定をした家庭裁判所等からの情報を得て準備を進めていますので、早めに執行官と打合せの機会を持ち、必要に応じて記録等を閲覧することが必要です。そして執行官の立てる執行計画についてもよく打ち合わせておく必要があります。

6 子の引渡しの強制執行に関与する上での課題

子の引渡しの強制執行に関する詳細な統計は公表されていませんが、令和元年に民事執行法が改正された後もさほど件数は増えているわけではないようです。また、実際には、強制執行に至らずに引渡しが完了しているケースもあると思われます。

先に見たように、FPICとして子の引渡しの強制執行に関わる件数は多くはありません。その中でも、執行場所に子がいなかった、債務者が頑強に拒否した、あるいは子自身が頑なに拒否したなどで執行不能で終了するケースも少なくありません。

執行が困難であるときはそれを粛々と受け入れるしかないことは言うまでもないのですが、執行不能で終了した後、いったい子はどうなるのだろうと考えてしまいます。

FPICとしても、児童心理の専門家として関与した以上、もっとよい関与の方法はなかったのか、子や当事者に対する理解は正しかったのかなど、改めて検証し、より効果的な関与を追及していきたいと思います。

【参考文献】

小川恵輔ほか「東京地方裁判所における子の引渡しの強制執行事件の運用について」 ケース研究344号
山田文「子の引渡しの強制執行」 ケース研究344号
柳沢雄二「子の引渡しの強制執行の現状と展望」 ジュリスト 2025年3月号

ドイツにおける児童虐待をめぐる法制度について

三重大学人文学部准教授 稲垣 朋子

児童虐待は世界的に社会問題化しており、いずれの国においても重要な政策課題となっています。日本においても、児童相談所が令和5年度に対応した相談件数は22万5500件となっていて、過去最多を更新しています。今号においては、ドイツにおける児童虐待を防止・対応する法制度について、三重大学人文学部稲垣朋子准教授にご執筆いただきました。

1. 予防的支援と一時保護

ドイツにおいても、1990年代頃から、児童虐待は大きな社会問題となっています。児童虐待に対し、①行政による対応と②司法上の介入が用意されている点は日本と共通しています。ただし、制度や手続については、日本と異なる点も多く見受けられ、行政と司法の協働はより緊密に行われているようです¹。以下では、社会法典第8編(SGB VIII)と民法(BGB)の規定に沿って、ドイツの法制度の概要をご紹介します。

行政による対応では、ドイツにおいては、少年局(Jugendamt)の関与が想定されています。少年局は公的な少年援助の機関であり、日本の児童相談所と類似した役割を担っているといわれています。子の養育に困難を抱えている場合、親は自ら支援を求めることが可能です(SGB VIII 27条1項・2項)。事案に応じて、たとえば、養育のための助言(同28条)、親に対する養育の支援(同30条)、社会教育学的な家族支援(同31条)、デイケアグループでの養育支援(同32条)、他の家庭への子の委託(同33条)、施設での養育(同34条)等が行われます。このような予防的な支援については、少年局のみならず多くの民間団体も提供しており、むしろ民間団体で適切なサービスが提供される限り、少年局は関与を控えるものとされています(同4条2項)。

また、少年局は、子の福祉が急迫の危険にさらされているときは、親の事前の同意または家庭裁判所の関与がなくても、子を一時保護することができます(同8a条2項2文、42条1項1号・2号b)。ただ、ドイツにおいては、日本の憲法に相当する基本法(GG)が、「子の監護及び教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課せられた義務である」と規定していることから(6条2項1文)、少年局は、一時保護の措置をとるときは配慮権者(日本法の「親権者」

と同義)に遅滞なく通知しなければならないとされています(SGB VIII 42条3項1文)。そして、もし配慮権者が一時保護に反対した場合には、少年局が子の福祉の危険がなくなつたと判断すれば子は親元に戻されますが、そうでない限り、少年局は家庭裁判所に次の2.でみる民法1666条による措置を申し立てなければなりません(同項2号)。

2. 民法1666条とその手続

前述のように、予防的支援や一時保護による対応では難しい場合は、民法1666条による措置が必要になります。1666条はこれまで幾度か改正されていますが、民法における子の利益保護の中心的な規定であり、内容は次のようなものです(日本での「親権」に相当する用語はelterliche Sorgeであり、子のための権利行使の意味合いが込められているため、「親としての配慮」と訳出しています)²。

第1666条 子の福祉の危険における裁判所の措置

- ① 子の身体的、知的若しくは精神的福祉又は子の財産が危険にさらされており、両親が危険を回避しようとしないうとき、又は両親が危険を回避できる状態にないときは、家庭裁判所は、危険の回避のために必要な措置を行わなければならない。
- ② 財産配慮を有する者が子に対する扶養義務若しくは財産配慮に関する義務に違反しているとき、又は財産配慮に関する裁判所の命令に従わないときは、通常、子の財産が危険にさらされているものとする。
- ③ 第1項に基づく裁判所の措置には、特に以下の各号に掲げるものを含む。
 - 1 児童及び少年援助並びに保健福祉援助の給付等の公的支援を請求させる命令

1 刑事法上の対応については本稿では紹介の対象としないことをお断りしておく。

2 ドイツ家族法研究会「親としての配慮・補佐・後見(2)―ドイツ家族法注解」民商143巻4・5号(2011年)136頁〔佐々木健〕、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ民法典第4編(親族法)』(法曹会、2023年)109-110頁(渡邊泰彦)を参考に訳出した。

- 2 就学義務を遵守させる命令
 - 3 一時的若しくは期間の定めなく家族の住居又は他の住居を使用することの禁止、住居の一定範囲内に滞在することの禁止又は子が通常滞在する特定の他の場所を訪問することの禁止
 - 4 子に連絡をとること、又は子との接触を試みることの禁止
 - 5 親としての配慮を有する者の意思表示に代わる措置
 - 6 親としての配慮の一部又は全部の剥奪
- ④ 身上配慮の事項について、裁判所は、第三者に対して効力を有する措置も行うことができる。

1666条は、適用場面として、共同配慮（婚姻中または別居・離婚後）と単独配慮のいずれの場合も想定される包括的な規定です³。また、1666条の一部の手続は、離婚訴訟の附帯手続として行われることもあります（家事事件・非訟事件手続法〔FamFG〕137条3項）。1666条の文言上は家庭裁判所の職権による手続開始のみが想定されているようにも読めますが、その手続の開始を促すこともできるとされています（FamFG24条1項）。実務上、少年局や親、保育園・学校等が考えられます。そして、この手続の関係人となることが想定されるのは、親及び子（同7条1項・2項）、子の手続補佐人（同158条2項1号〔1666条3項6号の場合〕）、里親（同161条1項）、少年局（同162条2項）等です。

子の福祉の危険を理由とする手続については、優先的かつ迅速に執り行わなければならない旨が定められています（同155条1項）。具体的には、家庭裁判所は遅くとも手続の開始から1か月以内に期日を開くことが原則となっており（同条2項1文・2文）、この日に少年局の陳述を聴取します（同項3文）。加えて、1666条の手続において、家庭裁判所は、遅滞なく保全命令（仮処分）の可否を審理しなければならないとされています（同49条1項、157条3項）。

また、家庭裁判所が具体的な措置を命じる前に、通常、まず当事者による合意形成を試みる機会が設けられます。家庭裁判所は、親（場合によっては子も含む）とともに、公的支援による子の福祉の危険への対処の可能性、あるいは必要な支援を受け入れない場合にはどのような結果をもたらすのかについて、討議するものと定められています（同157条1項）。ただし、関係人の保護の理由等から両親の一方が立ち会わないことがあります（同条2項2文）。

そこで、合意形成が奏功しなかった場合には、いよいよ1666条の手続に進むことになりますが、親の陳述を必ず聴取することとされています（FamFG160条1項2文）。子本人の陳述聴取も、一部例外を除いて行ふべきものとされ（同159条1項・2項、手続補佐人が選任されているケースでは手続補佐人も同席）、子は、その発達等に悪影響を及ぼすおそれのない限り、手続の対象や経過、予想される帰結について、年齢に応じて適切な方法で情報提供を受けるものとされています（同条4項）。

3. 今後の課題～民法1666条の措置の適用場面と基準～

1666条の文言から、子の福祉の危険が問題となる場面及び対応の方法は実に多岐にわたることがわかります。同条1項の「子の身体的、知的、若しくは精神的福祉又は子の財産が危険にさらされて」いる場合には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（医療ネグレクトを含む）、心理的虐待といったものがすべて含まれることになります。どのような場合に職権発動が促され、裁判所はいかなる基準に基づいて判断を行っているのか、大変興味深いところです。

わが国では、2024年5月に離婚後の共同親権が立法化され、2026年にも施行される見込みです。しかし、これについては賛否両論があり、反対の立場からは特に児童虐待やDVへの対応を十分に考慮しないまま共同親権の議論が進んだことに、今なお強い懸念が示されています。共同親権への扉が開かれ、今後どのように制度を運用すべきかを検討することも確かに喫緊の課題です。一方で、婚姻中・離婚後を問わず、親権の（共同）行使が不適切な場合についても、比較法の視点を交えつつ整理・検討し、あるべき法制度や求められる取組みはどのようなものかを検討することも肝要であると思われます。そのため、今後は1666条の個別の措置について、その運用面も含めて明らかにしていきたいと考えています。

【参考文献】

- Dethloff, Familienrecht, 33.Aufl. München, 2022, S. 468ff.
Gernhuber / Coester-Waltjen, Familienrecht, 7.Aufl. München, 2020, S. 692ff.
西谷祐子「ドイツにおける児童虐待への対応と親権制度（1）（2・完）」民商法雑誌141巻6号565頁以下（2010年）、同142巻1号1頁以下（2010年）。

³ドイツでは、1997年の親子法改正により、別居・離婚後も基本的には共同配慮が継続し、両親の一方の申立てにより、裁判所が共同配慮の廃止が子の福祉に適うと判断したときにのみ単独配慮に移行することとされている（BGB1671条1項）。



消防団防災学習



宝くじ桜



移動採血車



宝くじドリームジャンボ絵本

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、
公園整備、教育及び社会福祉施設の
建設改修などに使われています。



一輪車



青色回転灯装備車



検診車



パブリックアート



滑り台広場

